

土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県では、稼げる農業を実現するため、本県農地の8割を占める水田を有効活用した土地利用型園芸（露地野菜）の生産拡大を推進している。

これまでに育成してきた土地利用型園芸産地を価格競争力のある大規模産地にしていくためには、安定的な販路の確保が重要であることから、本業務では、実需者^{*}の情報やマッチングのノウハウを有する「ベジタブル・マーケター」を設置し、産地の販路開拓等の支援を行い、産地の販売力強化を図る。

※実需者とは、食品加工業者、小売業者等の事業者

2 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年2月27日（金）まで

3 業務内容

（1）産地シーズの把握及び産地への販売戦略の提案

- ・産地の状況に応じた販売戦略等の助言・指導を行う。方法については提案による。

（想定産地数：10産地）

- ・商品提案シートの作成支援を行う。

※対象産地は、マッチング商談会に参加意向がある産地とする。

※産地提案シートは任意様式とする。

（2）実需者ニーズの把握及び実需者への産地情報の提供

- ・実需者の露地野菜の調達状況等について調査を行う。
- ・調査項目は、品目、用途、規格、納品形態、最低ロット等、本県産野菜の取扱意向等とする。調査品目については、県と協議の上、決定する。
- ・産地が作成した商品提案シート等を活用し、実需者に情報提供を行う。
- ・対象とする実需者は、県内及び近隣都県に本店、支店又は営業所等を有する実需者とする。

（想定：10者程度）

（3）研修会の開催及び研修内容の提案

- ・「実需の需要動向」、「商談のノウハウ」をテーマとする研修会を開催する（想定回数：1回以上）。
- ・産地の商談スキル向上のため、研修内容を工夫し提案すること。

(4) マッチングに関する業務

ア マッチング商談会の開催

- ・産地と実需者のマッチング商談会を企画し、実施する。(想定回数：1回以上)

イ 産地への支援

- ・商談会に参加意向のある産地に対してマッチングに必要となる準備等の支援を行う。
- ・商談会後に産地へのフォローアップを実施するとともに、契約状況等の調査を行う。

(5) 物流に関する調査

ア 産地の物流実態調査

- ・土地利用型園芸モデル産地を中心に県内産地へのアンケート調査を実施する。
(想定産地数：50産地程度)
- ・調査項目は、品目、生産量、出荷先、出荷数量、荷姿、物流手段とその頻度、費用等とする。

イ 産地ヒアリング調査

- ・アの調査内容の詳細及び物流に関する課題を把握するため、個別ヒアリングを実施する。
(想定産地数：10産地程度)
- ・調査内容については、県と協議の上、決定する。

ウ 集荷拠点や配送ルート等の整理

- ・土地利用型園芸産地を中心とした県内産地や集荷拠点等をマップ化する。
- ・調査した産地の配送に要する距離、時間、集荷拠点の分布等を整理する。

エ 調査結果の分析、方策の提案

- ・ア～ウの結果をもとに、調査結果の分析及び県内モデル産地を中心とした産地間連携に向けた方策を提案すること。

(6) 報告書の作成

- ・(1)～(5)の業務内容及びマッチングの状況(商談経過、商談成立件数、契約数量等)について取りまとめるとともに、本県における課題を抽出、整理した報告書を作成する。

4 実績報告書の提出

- (1) 乙は委託業務完了後、実績報告書(様式任意)を作成し、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(CD-R等)を提出し、甲の検査を受けること。
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

本業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、甲乙の協議により決定する。
- (2) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。